

## 1, 4-ジオキサンに係る暫定排水基準の見直し案

今般の 1, 4-ジオキサンに係る暫定排水基準の見直し案は、以下のとおりとすることが適当と考えられる。

| 業 種          | 1, 4-ジオキサン                  |                                 |
|--------------|-----------------------------|---------------------------------|
|              | 現行<br>H27. 5. 25～H30. 5. 24 | 見直し(案)<br>H30. 5. 25～H33. 5. 24 |
| エチレンオキサイド製造業 | 6 mg/L                      | 3 mg/L                          |
| エチレングリコール製造業 | 6 mg/L                      | 3 mg/L                          |

《参考》排水基準を定める省令の一部を改正する省令（平成 24 年環境省令第 15 号）（抄）

附 則

第一条 この省令は、平成二十四年五月二十五日から施行する。

第二条 附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類につき同表の中欄に掲げる業種に属する特定事業場（水質汚濁防止法（以下「法」という。）第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下この条及び次条並びに附則別表備考において同じ。）から公共用水域に排出される水（以下「排出水」という。）の汚染状態についての法第三条第一項の排水基準については、この省令の施行の日から六年間は、この省令による改正後の排水基準を定める省令（以下「改正後の省令」という。）第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

2 前項の規定の適用については、当該特定事業場に係る污水等を処理する事業場については、当該特定事業場の属する業種に属するものとみなす。

3 略

第三条 略

附則別表

| 有害物質の種類  | 業種           | 許容限度 |
|--|--------------|------|
| 一・四―ジオキサン(単位<br>一リットル<br>につきミリ<br>グラム)   | エチレンオキサイド製造業 | 六    |
|  | エチレングリコール製造業 |      |
| 備考<br>中欄に掲げる業種に属する特定事業場が同時に他の業種に属する場合において、改正後の省令別表第一又はこの表により当該業種につき異なる許容限度が定められているときは、当該特定事業場に係る排出水については、それらの許容限度のうち、最大のものを適用する。 |              |      |